

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章の 2 （略）</p> <p>第 6 章の 3 投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 6 節 （略）</p> <p>第 7 節 <u>信託の併合に関する記録手続</u>（第 58 条の 58－<u>第 58 条の 60 の 5</u>）</p> <p>第 8 節・第 9 節 （略）</p> <p>第 7 章～第 11 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（加入者との契約）</p> <p>第 26 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 投資信託受益権に係る加入者の口座を開設する場合には、第 1 項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該加入者の口座に記録又は記載されている投資信託受益権に</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章の 2 （略）</p> <p>第 6 章の 3 投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 6 節 （略）</p> <p>第 7 節 <u>信託の併合に係る記録手続の特例</u>（第 58 条の 58－<u>第 58 条の 60</u>）</p> <p>第 8 節・第 9 節 （略）</p> <p>第 7 章～第 11 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（加入者との契約）</p> <p>第 26 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 投資信託受益権に係る加入者の口座を開設する場合には、第 1 項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該加入者の口座に記録又は記載されている投資信託受益権に</p>

ついて、当該加入者の請求による解約又は償還が行われる場合には、当該投資信託受益権について、当該加入者から当該口座管理機関に対し、第 58 条の 48 の規定により抹消の申請手続を委任すること。

(3) (略)

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

第 58 条の 36 投資信託受益権の発行者 (以下この章において単に「発行者」という。) は、新たに投資信託受益権を発行する場合であつて、かつ、当該投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項 (以下この章において「銘柄情報」という。) の通知を行わなければならない。

(1)～(15) (略)

2～4 (略)

(新規記録情報に係る発行者からの通知)

第 58 条の 37 発行者は、新たに投資信託受益権を発行する場合には、機構に対し、発行予定の投資信託受益権の新規記録に関する情報として、次に掲げる事項 (以下この章において「新規記録情報」という。) の通知を行わなければならない。

(1)～(4) (略)

ついて、当該加入者の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、当該加入者から当該口座管理機関に対し、第 58 条の 48 の規定により抹消の申請手続を委任すること。

(3) (略)

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

第 58 条の 36 投資信託受益権の発行者は、新たに投資信託受益権を発行する場合であつて、かつ、当該投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項 (以下この章において「銘柄情報」という。) の通知を行わなければならない。

(1)～(15) (略)

2～4 (略)

(新規記録情報に係る発行者からの通知)

第 58 条の 37 投資信託受益権の発行者は、新たに投資信託受益権を発行する場合には、機構に対し、発行予定の投資信託受益権の新規記録に関する情報として、次に掲げる事項 (以下この章において「新規記録情報」という。) の通知を行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該投資信託受益権について受益者が利用する指定販売会社（以下この章（第5節及び第7節から第9節までを除く。）において単に「指定販売会社」という。）（当該投資信託受益権が発行者による直接募集等に係るものである場合にあっては、直接募集等を行う当該発行者）

(6) (略)

2・3 (略)

(抹消手続)

第58条の47 特定の銘柄の投資信託受益権について、抹消（次節及び第6節に規定する場合を除く。）の申請があった場合には、口座管理機関は、第4項から第6項までの規定により、当該申請において第3項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記録若しくは記載又は通知を行う。

2～6 (略)

(抹消手続の委任)

第58条の48 加入者（機構加入者を除く。以下この項において同じ。）は、前条に規定する抹消手続に係る事務のうち加入者の請求による解約又は償還に伴う抹消手続に係る事務について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

(5) 当該投資信託受益権について受益者が利用する指定販売会社（以下この章において単に「指定販売会社」という）。ただし、当該投資信託受益権が発行者による直接募集等に係るものである場合にあっては、直接募集等を行う当該発行者とする。

(6) (略)

2・3 (略)

(抹消手続)

第58条の47 特定の銘柄の投資信託受益権について、抹消（次節（第58条の60の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第6節に規定する場合を除く。）の申請があった場合には、口座管理機関は、第4項から第6項までの規定により、当該申請において第3項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記録若しくは記載又は通知を行う。

2～6 (略)

(抹消手続の委任)

第58条の48 加入者（機構加入者を除く。以下この項において同じ。）は、前条に規定する抹消手続に係る事務のうち加入者の請求による解約、償還又は信託の併合に伴う抹消手続に係る事務について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

(解約時抹消予定情報)

第 58 条の 49 機構が振替機関として解約に係る抹消（以下この章において「解約時抹消」という。）を行う場合において、発行者は、指定販売会社（抹消申請加入者の解約請求を発行者に取り次ぐ指定販売会社をいう。以下この節において同じ。）又は受益者（発行者による直接募集等に係る受益者の場合に限る。）から解約請求の連絡を受けたときは、機構に対し、解約時抹消により減少記録される投資信託受益権の情報として次に掲げる事項（以下この章において「解約時抹消予定情報」という。）を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定販売会社（当該投資信託受益権が発行者による直接募集等に係るものである場合にあっては、直接募集等を行う当該発行者）

(5) (略)

2 (略)

第 7 節 信託の併合に関する記録手続

(信託の併合に係る発行者からの通知)

第 58 条の 58 信託の併合に係る各信託の受益権が社債等振替業において取り扱う投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併

2 (略)

(解約時抹消予定情報)

第 58 条の 49 機構が振替機関として解約に係る抹消（以下この章において「解約時抹消」という。）を行う場合において、発行者は、指定販売会社（抹消申請加入者の解約請求を発行者に取り次ぐ指定販売会社をいう。以下この節において同じ。）又は受益者（発行者による直接募集等に係る受益者の場合に限る。）から解約請求の連絡を受けたときは、機構に対し、解約時抹消により減少記録される投資信託受益権の情報として次に掲げる事項（以下この章において「解約時抹消予定情報」という。）を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定販売会社。ただし、発行者による直接募集等の場合にあっては、直接募集等を行う当該発行者とする。

(5) (略)

2 (略)

第 7 節 信託の併合に係る記録手続の特例

(信託の併合に係る発行者からの通知)

第 58 条の 58 投資信託受益権の発行者は、投資信託受益権に係る信託の併合を行う場合には次に掲げる事項を、機構に対し規則で定める

合に際して社債等振替業において取り扱う投資信託受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、次に掲げる事項を、機構に対し規則で定める方法により通知しなければならない。この場合において、第2節の規定は適用しないものとする。

- (1) 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する投資信託受益権の銘柄（以下この節及び第70条の2の2において「併合後銘柄」という。）
- (2) 従前の信託の投資信託受益権の銘柄（以下この節及び第70条の2の2において「消滅銘柄」という。）
- (3) 次のイのロに対する割合（以下この節及び第70条の2の2において「割当比率」という。）

イ 併合後銘柄の投資信託受益権の総口数

ロ 消滅銘柄の投資信託受益権の総口数

- (4) 信託の併合がその効力を生ずる日（以下この節及び第70条の2の2において「併合日」という。）
- (5) 併合後銘柄に関する銘柄情報

2 前項の通知は、併合日の2週間前までに行わなければならない。この場合において、前項第3号に規定する割当比率に係る通知については、機構が別に定める方法により行うものとする。

(削る)

(削る)

方法により通知しなければならない。

- (1) 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する投資信託受益権の銘柄（以下この節において「併合後銘柄」という。）
- (2) 従前の信託の投資信託受益権の銘柄（以下この節において「消滅銘柄」という。）
- (3) 信託の併合がその効力を生ずる日（以下この節において「併合日」という。）

- (4) 消滅銘柄の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する併合後銘柄の総口数の消滅銘柄の総発行口数に対する割合
(新設)

2 前項の通知は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
併合日の2週間前
- (2) 前項第4号に掲げる事項

3 機構は、発行者から第1項の通知（同項第5号の通知を除く。）を受けた場合には、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、同項第1号から第4号までに掲げる事項を通知するとともに、発行者から同項の通知（同項第5号の通知に限る。）を受けた場合には、第58条の36第3項各号の区分に従い、当該各号に定める通知先に対し、規則で定める事項を通知する。

4 前項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、直ちに、当該通知に係る併合後銘柄及び消滅銘柄について、その直近下位機関に対し、第1項第1号から第4号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

5 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

（信託の併合に係る口座管理機関における増加又は抹消による減少の記録及び通知）

第58条の59 前条第3項又は第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、併合日において、次に掲げる措置を行わなければならない（機構加入者又は顧客口を有する口座管理機関にあっては、第1号及び第2号に掲げるものに限る。）。

併合日の前営業日

3 機構は、発行者から第1項第1号から第3号までの通知を受けた場合（当該通知に係る投資信託受益権の銘柄が公募によるものである場合に限る。）には、発行者、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、その内容を通知する。

（新設）

（新設）

（信託の併合に係る新規記録手続）

第58条の59 投資信託受益権の新規記録手続が信託の併合に伴うものである場合における第2節（第58条の38、第58条の39第1項第2号、第2項及び第3項、第58条の40並びに第58条の41第2号を除く。）の適用については、第58条の36第2項中「次の各号の区分に従い、当該各号に定める日」とあるのは「併合日の2週間前」と

(1) その備える振替口座簿中の併合後銘柄の投資信託受益権に係る口数（その備える振替口座簿中の消滅銘柄の投資信託受益権についての記録又は記載がされている口座（顧客口を除く。）に記録又は記載がされている口数（解約済み又はその申請中の口数を除く。以下この節において「消滅銘柄減少記録口数」という。）に割当比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。以下この節において「併合後銘柄増加記録口数」という。）についての増加の記録又は記載

(2) その備える振替口座簿中の消滅銘柄減少記録口数についての、信託の併合に伴う抹消による減少の記録（以下この節において単に「減少の記録」という。）又は記載（以下この節において単に「減少の記録又は記載」という。）

(3) 直近上位機関に対する前 2 号の規定により記録又は記載をした併合後銘柄増加記録口数及び消滅銘柄減少記録口数の通知

2. 前項第 3 号又は第 3 号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を行わなければならない（機構加入者にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げるものに限る。）。

(1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における当該通知を受けた併合後銘柄増加記録口数についての増加の記録又は記載

(2) 前号の口座の顧客口における、当該顧客口に記録又は記載がされている当該通知を受けた消滅銘柄減少記録口数についての減少の記録又は記載

する。

(3) 直近上位機関に対する前項第 1 号及び第 2 号の規定により記録又は記載がされた併合後銘柄増加記録口数及び消滅銘柄減少記録口数並びに直近下位機関から同項第 3 号又はこの号の規定により通知を受けた併合後銘柄増加記録口数及び消滅銘柄減少記録口数の通知

(信託の併合に係る発行者への通知)

第 58 条の 60 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する記録又は記載をした口座管理機関が消滅銘柄の投資信託受益権の指定販売会社等（受益者又は質権者である加入者が利用する指定販売会社及び発行者が直接募集等に係る業務に関して利用している口座管理機関をいう。以下この章において同じ。）ではない場合（当該記録若しくは記載をした口座が消滅銘柄の投資信託受益権の指定販売会社等の自己口のみである場合又は当該口座管理機関の上位機関が消滅銘柄の投資信託受益権の指定販売会社等である場合を除く。）には、当該口座管理機関は、消滅銘柄の投資信託受益権の振替元の指定販売会社等又はその下位機関に対し、同条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により記録又は記載をした併合後銘柄増加記録口数及び消滅銘柄減少記録口数並びに機構が備える振替口座簿において増加の記録又は減少の記録をすべき機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

2 第 58 条の 58 第 3 項の通知を受けた機構加入者のうち、機構が備

(信託の併合に係る抹消手続)

第 58 条の 60 機構が振替機関として信託の併合に伴う投資信託受益権の抹消を行う場合の抹消手続については、第 5 節（第 58 条の 50、第 58 条の 51 第 1 項第 2 号、第 2 項及び第 3 項、第 58 条の 52、第 58 条の 53 第 2 号並びに第 58 条の 54 第 1 項第 2 号及び第 2 項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第 58 条の 49</u>	<u>解約時</u>	<u>併合時</u>
<u>第 58 条の 49 第 1 項</u>	<u>解約に係る抹消</u>	<u>併合に係る抹消</u>
	<u>又は</u>	<u>から消滅銘柄について信託の併合に伴い抹消すべき口数の連絡を受けたとき又は消滅銘柄に係る</u>

える振替口座簿における自らの機構加入者口座の自己口に消滅銘柄の投資信託受益権についての記録がされている者であって、かつ、消滅銘柄の投資信託受益権の指定販売会社等でない者は、消滅銘柄の投資信託受益権の振替元である指定販売会社等又はその下位機関に対し、自らの機構加入者口座の自己口に記録されている消滅銘柄の投資信託受益権の口数（解約済及びその申請中の口数を除く。）及び当該口数に割当比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。）並びに当該機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

3 消滅銘柄の投資信託受益権の指定販売会社等である口座管理機関は、発行者に対し、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により記録又は記載をした併合後銘柄増加記録口数及び消滅銘柄減少記録口数、前 2 項の規定により通知を受けた口数及びその直近上位機関が備える振替口座簿における自らの口座の自己口に記録又は記載がされている消滅銘柄の投資信託受益権の口数（解約済み又はその申請中の口数を除く）及び当該口数に割当比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）並びに機構が備える振替口座簿において記録すべき機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

（信託の併合に係る増加及び減少口数等に関する発行者からの通知）

第 58 条の 60 の 2 前条第 3 項の通知があった場合には、当該通知を受

	から解約請求の連絡を受けた	毎に抹消すべき口数を算出した
第 58 条の 51 第 1 項	解約時	併合時
第 58 条の 53	解約時	併合時
第 58 条の 53	解約代金の受領	交付を受けるべき併合後銘柄の投資信託受益権の新規記録
第 58 条の 54	解約時	併合時

（新設）

けた発行者は、機構に対し、信託の併合に伴い増加の記録及び減少の記録がされる投資信託受益権の情報として次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 前条第3項の規定により通知を受けた口数

(2) 増加の記録及び減少の記録がされるべき機構加入者の名称及び区分口座

(3) 併合後銘柄及び消滅銘柄に係る受益者又は質権者である加入者が利用する指定販売会社（当該投資信託受益権が発行者による直接募集等に係るものである場合にあつては、直接募集等を行う当該発行者）

(4) その他規則で定める事項

(信託の併合に係る発行口及び解約口への記録)

第58条の60の3 機構は、発行者から前条に規定する通知を受けた場合には、直ちに、次の各号の区分に従い、当該各号に定める措置を行い、発行者、機構加入者及び受託会社に対し、当該各号に掲げる記録内容及び規則で定める事項を通知する。

(1) 当該通知の内容が併合後銘柄の口数の増加の記録であるとき発行口への記録

(2) 当該通知の内容が消滅銘柄の口数の減少の記録であるとき解約口への記録

(新設)

(信託の併合に係る機構における増加及び減少の記録)

第 58 条の 60 の 4 前条第 1 号の記録に係る通知を受けた受託会社は、発行口に記録されている併合後銘柄の投資信託受益権に係る信託を発行者の指図により設定したときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。機構が当該通知を受けた場合には、第 58 条の 60 の 2 に規定する通知（当該通知のうち、信託の併合に伴い口数の増加の記録がされる投資信託受益権の情報に係るものに限る。）については、発行者が行うべき当該投資信託受益権に係る信託設定に伴う通知とみなすものとする。

2 機構は、前項の通知を受けた場合には、発行口に記録した口数につき機構加入者の口座の増加の記録を行う。

3 前項の増加の記録を行った場合には、機構は発行者及び当該機構加入者に対し、当該増加の記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた発行者は、その内容を確認する。

4 前条各号の記録に係る通知及び前項の通知を受けた機構加入者は、当該通知の内容を確認するとともに、前条第 2 号の通知の内容について、これを承認するときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

5 機構は、前項の通知を受けた場合には、解約口に記録した口数につき機構加入者の口座の減少の記録を行う。

6 前項の減少の記録を行った場合には、機構は発行者及び当該機構

(新設)

加入者に対し、当該減少の記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(信託の併合前の口数に係る通知)

第 58 条の 60 の 5 第 58 条の 58 第 3 項又は第 4 項 (同条第 5 項において準用する場合を含む。) の通知を受けた口座管理機関は、速やかに、その直近上位機関に対し、併合日の前日のその備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座 (顧客口を除く。) に記録又は記載がされている当該信託の併合に係る投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則で定める方法により、通知をしなければならない。

2 機構は、併合日の前日のその備える振替口座簿における機構加入者口座 (顧客口を除く。) に記録がされている当該信託の併合に係る投資信託受益権の口数及び前項の規定により機構加入者から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則で定める方法により、発行者に対して通知する。

(投資信託受益権の分割に係る発行者からの通知)

第 58 条の 61 (略)

2 (略)

(新設)

(投資信託受益権の分割に係る発行者からの通知)

第 58 条の 61 (略)

2 (略)

3 機構は、発行者から第1項の通知を受けた場合には、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、同項各号に掲げる事項を通知する。

4・5 (略)

(口座管理機関における分割記録及び通知)

第58条の62 前条第3項又は第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、分割の日において、次に掲げる措置を行わなければならない(機構加入者又は顧客口を有する口座管理機関にあっては、第1号に掲げるものに限る。)

(1)・(2) (略)

2 (略)

(分割情報に係る機構への通知)

第58条の63 第58条の61第3項又は第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、分割の日において、機構に対し、分割により増加の記録がされる投資信託受益権の情報として次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 分割銘柄に係る受益者又は質権者である加入者が利用する指定

3 機構は、発行者から第1項の通知を受けた場合には、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、その内容を通知する。

4・5 (略)

(口座管理機関における分割記録及び通知)

第58条の62 前条第3項から第5項までの通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、分割の日において、次に掲げる措置を行わなければならない(機構加入者又は顧客口を有する口座管理機関にあっては、第1号に掲げるものに限る。)

(1)・(2) (略)

2 (略)

(分割情報に係る機構への通知)

第58条の63 第58条の61第3項から第5項までの通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、分割の日において、機構に対し、分割により増加記録される投資信託受益権の情報として次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定販売会社。ただし、発行者による直接募集等の場合にあつ

販売会社（当該投資信託受益権が発行者による直接募集等に係るものである場合にあっては、直接募集等を行う当該発行者）

(5) (略)

(機構における分割記録)

第 58 条の 64 (略)

2 前項の記録を行った場合には、機構は発行者、当該機構加入者及び受託会社に対し、当該増加の記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(分割前の口数に係る通知)

第 58 条の 65 第 58 条の 61 第 3 項又は第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関は、速やかに、その直近上位機関に対し、分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座（顧客口を除く。）に記録又は記載がされている当該分割に係る投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則で定める方法により、通知をしなければならない。

2 機構は、分割の日の前日のその備える振替口座簿における機構加入者口座（顧客口を除く。）に記録がされている当該分割に係る投資

ては、直接募集等を行う当該発行者とする。

(5) (略)

(機構における分割記録)

第 58 条の 64 (略)

2 前項の記録を行った場合には、機構は発行者、当該機構加入者及び受託会社に対し、当該増加記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(分割前の口数に係る通知)

第 58 条の 65 第 58 条の 61 第 3 項から第 5 項までの通知を受けた口座管理機関は、速やかに、その直近上位機関に対し、分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座（顧客口を除く。）に記録又は記載がされている当該分割に係る投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則に定める方法により、通知をしなければならない。

2 機構は、分割の日の前日のその備える振替口座簿における機構加入者口座に記録がされている当該分割に係る投資信託受益権の口数

信託受益権の口数及び前項の規定により機構加入者から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則で定める方法により、発行者に対して通知する。

(投資信託受益権の併合に係る発行者からの通知)

第 58 条の 66 (略)

2 (略)

3 機構は、発行者から第 1 項の通知を受けた場合には、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、同項各号に掲げる事項を通知する。

4 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、直ちに、当該通知に係る投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、第 1 項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

5 (略)

(口座管理機関における併合記録及び通知)

第 58 条の 67 前条第 3 項又は第 4 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、併合の日において、次に掲げる措置を行わなければならない(機構加入者又は顧客口を有する口座管理機関にあっては、第 1 号に掲げるものに限る。)

及び前項の規定により機構加入者から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則で定める方法により、発行者に対して通知する。

(投資信託受益権の併合に係る発行者からの通知)

第 58 条の 66 (略)

2 (略)

3 機構は、発行者から第 1 項の通知を受けた場合には、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、その内容を通知する。

4 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、直ちに、当該通知に係る投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

5 (略)

(口座管理機関における併合記録及び通知)

第 58 条の 67 前条第 3 項から第 5 項までの通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、併合の日において、次に掲げる措置を行わなければならない(機構加入者又は顧客口を有する口座管理機関にあっては、第 1 号に掲げるものに限る。)

(1)・(2) (略)

2 前項第2号又は第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を行わなければならない（機構加入者にあっては、第1号に掲げるものに限る。）。

(1)・(2) (略)

(発行者への通知)

第58条の68 前条第1項第1号に規定する減少の記録又は記載をした口座管理機関が受益権併合銘柄の指定販売会社等ではない場合（当該減少の記録又は記載をした口座が受益権併合銘柄の指定販売会社等の自己口のみである場合又は当該口座管理機関の上位機関が受益権併合銘柄の指定販売会社等である場合を除く。）には、当該口座管理機関は、受益権併合銘柄の振替元である指定販売会社等又はその下位機関に対し、前条第1項第1号の規定により減少の記録又は記載をした口数並びに機構が備える振替口座簿において減少の記録をすべき機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

2 第58条の66第3項又は第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の通知を受けた機構加入者のうち、機構が備える振替口座簿における自らの機構加入者口座の自己口に受益権併合銘柄の投資信託受益権についての記録がされている者であって、かつ、受益権併合銘柄の指定販売会社等でない者は、受益権併合銘柄の振替元である指定販売会社等又はその下位機関に対し、自らの機構加入者

(1)・(2) (略)

2 前項第2号又は第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(発行者への通知)

第58条の68 前条第1項第1号に規定する減少の記録又は記載をした口座管理機関が受益権併合銘柄の指定販売会社ではない場合（当該減少記録又は記載をした口座が受益権併合銘柄の指定販売会社の自己口のみである場合を除く。）には、当該口座管理機関は、受益権併合銘柄の指定販売会社（当該投資信託受益権の振替元である指定販売会社又は直接募集を行う発行者をいう。次項において同じ。）に対し、前条第1項第1号の規定により減少の記録又は記載をした口数並びに機構が備える振替口座簿において減少記録すべき機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

2 第58条の66第3項から第5項までの通知を受けた機構加入者のうち、機構が備える振替口座簿における自らの機構加入者口座の自己口に受益権併合銘柄の投資信託受益権についての記録又は記載がされている者であって、かつ、受益権併合銘柄の指定販売会社でない者は、受益権併合銘柄の指定販売会社に対し、自らの機構加入者口座の自己口に記録又は記載がされている受益権併合銘柄の投資信

口座の自己口に記録がされている受益権併合銘柄の投資信託受益権の口数（解約済み及びその申請中の口数を除く。）に減少比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）並びに当該機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

- 3 受益権併合銘柄の指定販売会社等である口座管理機関は、発行者に対し、前条第 1 項第 1 号の規定により減少の記録又は記載をした口数、前 2 項の規定により通知を受けた口数及びその直近上位機関が備える振替口座簿における自らの口座の自己口に記録又は記載がされている受益権併合銘柄の投資信託受益権の口数（解約済み及びその申請中の口数を除く。）に減少比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）並びに機構が備える振替口座簿において減少の記録をすべき機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

（減少口数等に係る発行者からの通知）

第 58 条の 69 前条第 3 項の通知があった場合には、当該通知を受けた発行者は、機構に対し、受益権の併合に伴い減少の記録がされる投資信託受益権の情報として次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 受益権併合銘柄に係る受益者又は質権者である加入者が利用す

託受益権の口数（解約済み及びその申請中の口数を除く。）に減少比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）並びに当該機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

- 3 受益権併合銘柄の指定販売会社である口座管理機関は、発行者に対し、前条第 1 項第 1 号の規定により減少の記録又は記載をした口数、前 2 項の規定により通知を受けた口数及びその直近上位機関が備える振替口座簿における自らの口座の自己口に記録又は記載がされている受益権併合銘柄の投資信託受益権の口数（解約済み及びその申請中の口数を除く。）に減少比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）並びに機構が備える振替口座簿において減少記録すべき機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

（減少口数等に係る発行者からの通知）

第 58 条の 69 前条第 3 項の通知があった場合には、当該通知を受けた発行者は、機構に対し、受益権の併合に伴い減少記録される投資信託受益権の情報として次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 指定販売会社。ただし、発行者による直接募集等の場合にあつ

る指定販売会社（当該投資信託受益権が発行者による直接募集等に係るものである場合にあっては、直接募集等を行う当該発行者）

(4) (略)

(機構における併合記録)

第 58 条の 71 (略)

2 (略)

3 前項の減少の記録を行った場合には、機構は発行者及び当該機構加入者に対し、当該減少の記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(併合前の口数に係る通知)

第 58 条の 72 第 58 条の 66 第 3 項又は第 4 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関は、速やかに、その直近上位機関に対し、併合の日の前日のその備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座（顧客口を除く。）に記録又は記載がされている当該併合に係る投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則で定める方法により、通知をしなければならない。

2 機構は、併合の日の前日のその備える振替口座簿における機構加

ては、直接募集等を行う当該発行者とする。

(4) (略)

(機構における併合記録)

第 58 条の 71 (略)

2 (略)

3 前項の減少記録を行った場合には、機構は発行者及び当該機構加入者に対し、当該減少記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(併合前の口数に係る通知)

第 58 条の 72 第 58 条の 66 第 3 項から第 5 項までの通知を受けた口座管理機関は、速やかに、その直近上位機関に対し、併合の日の前日のその備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座（顧客口を除く。）に記録又は記載がされている当該併合に係る投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則に定める方法により、通知をしなければならない。

2 機構は、併合の日の前日のその備える振替口座簿における機構加

入者口座（顧客口を除く。）に記録がされている当該併合に係る投資信託受益権の口数及び前項の規定により機構加入者から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則で定める方法により、発行者に対して通知する。

（信託の併合に係る投資信託受益権に関する差押え等の取扱い）

第 70 条の 2 の 2 第 58 条の 58 第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の通知を受けた間接口座管理機関は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている消滅銘柄の投資信託受益権において、前条第 5 項において規定する振替及び抹消が行われな
いようにするための必要な措置が行われている投資信託受益権（以下この条において「凍結対象投資信託受益権」という。）が存在する場合には、当該間接口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨、併合日並びに消滅銘柄及び当該凍結対象投資信託受益権の口数を通知しなければならない。

2 間接口座管理機関から前項の通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合には、その直近上位機関に対して、前項の規定により間接口座管理機関から通知を受けた事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

3 第 58 条の 58 第 3 項の通知を受けた機構加入者は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている消滅銘柄の投資信託受

入者口座に記録がされている当該併合に係る投資信託受益権の口数及び前項の規定により機構加入者から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則で定める方法により、発行者に対して通知する。

（新設）

益権において、凍結対象投資信託受益権が存在する場合又は前 2 項の通知を受けた場合には、機構に対し、その旨、併合日、消滅銘柄並びに当該凍結対象投資信託受益権の口数及び当該凍結対象投資信託受益権が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を規則で定める方法により通知しなければならない。

4 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている消滅銘柄の投資信託受益権において、凍結対象投資信託受益権が存在する場合又は機構加入者から前項の通知を受けた場合には、前条第 5 項の措置を解除するために必要な措置を行う。

5 第 1 項の通知を行った間接口座管理機関は、その備える振替口座簿の自己口において、併合日に併合後銘柄の投資信託受益権についての増加の記録又は記載を行った場合には、直ちに、当該間接口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨、併合後銘柄及び同項の通知における凍結対象投資信託受益権の口数に割当比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を通知しなければならない。

6 間接口座管理機関から前項の通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合には、直ちに、その直近上位機関に対し、前項の規定により間接口座管理機関から通知を受けた事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

7 第 3 項の通知を行った機構加入者は、その備える振替口座簿の自

己口において、併合日に併合後銘柄の投資信託受益権についての増加の記録又は記載を行ったときは、直ちに、機構に対し、その旨、当該併合後銘柄、同項の通知における凍結対象投資信託受益権の口数に割当比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）及び当該併合後銘柄の投資信託受益権が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を規則で定める方法により通知しなければならない。

8 第 5 項の通知を受けた機構加入者は、直ちに、機構に対し、当該通知を受けた事項及び当該併合後銘柄の投資信託受益権が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を規則で定める方法により通知しなければならない。

9 機構は、機構加入者から前 2 項の通知を受けた場合には、同項の通知の対象となった投資信託受益権の銘柄及び口数並びに当該投資信託受益権の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、前条第 5 項の措置を行う。

10 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている消滅銘柄の投資信託受益権において、凍結対象投資信託受益権が存在する場合であって、その備える振替口座簿の自己口において併合後銘柄の投資信託受益権についての増加の記録を行ったときは、当該併合後銘柄及び当該凍結対象投資信託受益権の口数に割当比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）並びに当該併合後銘柄の投資信託受益権が記録さ

れている機構が備える振替口座簿における区分口座について、前条
第5項の措置を行う。

2 附 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

以 上

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章の 2 （略）</p> <p>第 5 章の 3 投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 5 節 （略）</p> <p>第 6 節 <u>信託の併合に関する記録手続</u>（第 27 条の 59 の 2～第 27 条の 59 の 5）</p> <p>第 7 節・第 8 節 （略）</p> <p>第 6 章・第 7 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（解約時抹消予定情報に係る発行者の通知事項）</p> <p>第 27 条の 53 規程第 58 条の 49 第 1 項第 5 号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 解約時抹消に係る投資信託受益権の銘柄の ISIN コード</p> <p>(2)～(4) （略）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章の 2 （略）</p> <p>第 5 章の 3 投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 5 節 （略）</p> <p>第 6 節 <u>信託の併合に係る記録手続の特例</u>（第 27 条の 59 の 2）</p> <p>第 7 節・第 8 節 （略）</p> <p>第 6 章・第 7 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（解約時抹消予定情報に係る発行者の通知事項）</p> <p>第 27 条の 53 規程第 58 条の 49 第 1 項第 5 号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 解約時抹消に係る投資信託受益権の銘柄 <u>（信託の併合の場合にあっては、信託の併合に伴い抹消される投資信託受益権の銘柄）</u>の ISIN コード</p> <p>(2)～(4) （略）</p>

第6節 信託の併合に関する記録手続

(信託の併合に係る発行者からの通知の方法)

第27条の59の2 規程第58条の58第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) 同項第1号から第4号までに掲げる事項

書面又はTarget保振サイト接続

(2) 同項第5号に掲げる事項

統合Web端末からの入出力

2 規程第58条の58第3項に規定する通知事項は、併合後銘柄のISINコードとする。

(信託の併合に係る発行者の通知事項)

第27条の59の3 規程第58条の60の2第4号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 消滅銘柄及び併合後銘柄のISINコード

(2) 消滅銘柄及び併合後銘柄のファンドコード

(3) 発行者

(4) 基準価額適用日

(信託の併合に係る発行口及び解約口への記録に伴う通知事項)

第27条の59の4 規程第58条の60の4第3項及び第6項に規定する

第6節 信託の併合に係る記録手続の特例

(信託の併合に係る発行者からの通知の方法)

第27条の59の2 規程第58条の58第1項に規定する規則で定める方法は、書面又はTarget保振サイト接続とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

事項は、受託会社とする。

(信託の併合前の口数に係る通知方法)

第 27 条の 59 の 5 規程第 58 条の 60 の 5 各項に規定する規則で定める方法は、電磁的記録媒体の交付又はその他機構が別に定める方法とする。

(新設)

(信託の併合における差押等に係る通知の方法)

第 31 条の 2 の 2 規程第 70 条の 2 の 2 第 3 項、第 7 項及び第 8 項に規定する規則で定める方法は、書面又は Target 保振サイト接続とする。

(新設)

2 附 則

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

以 上